

札幌医科大学医療人育成センター教員選考規程

平成20年10月1日 規程第 4 2 号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 教員の資格（第3条～第8条）

第3章 選考の方法

第1節 教授（第9条～第15条）

第2節 准教授、講師、助教及び助手（第16条～第22条）

第4章 雑則（第23条～第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学職員任免規程（平成19年規程第16号）第5条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、札幌医科大学医療人育成センターの教授、准教授、講師（非常勤講師を除く。以下同じ。）、助教及び助手（以下「教員」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

（教員選考の審議）

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、教育研究評議会の議を経た上で、教員の選考を行う旨を、医療人育成センター長（以下「センター長」という。）に対し通知する。

- (1) 欠員となることが事実となった場合
- (2) 欠員となった場合
- (3) 昇任の場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、新たに選考する必要の生じた場合

2 センター長は、前項の通知を受けた場合には、次の各号の議を経て教員の選考を行う。

- (1) 教授の選考にあっては、運営委員会（札幌医科大学医療人育成センター運営委員会規程（平成26年規程第41号）第1条に規定する委員会をいう。以下同じ。）

- (2) 准教授、講師、助教及び助手の選考にあつては、医療人育成センター教授会（以下「教授会」という。）

第2章 教員の資格

（教授の資格）

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、かつ、10年以上の教歴（研究歴を含む。以下同じ。）を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下「専門職学位」という。）を有し、かつ、当該専門職学位の専攻分野に関する10年以上の実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授の経歴のある者
- (5) 大学において3年以上准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められ、かつ、10年以上の教歴を有する者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において4年以上助教又はこれに準ずる教歴を有する者
- (4) 修士の学位又は専門職学位を有し、かつ、専攻分野に関する5年以上の実務上の業績を有する者
- (5) 研究所等に5年以上在職し、かつ、研究上の業績を有する者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 第3条に規定する教授又は第4条に規定する准教授となることのできる者
 - (2) 専攻分野について、ふさわしい知識及び経験を有すると認められる者
- (助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条に規定する教授又は第4条に規定する准教授となることのできる者
 - (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は専門職学位を有する者
 - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- (助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
- (大学院担当教員の資格)

第8条 札幌医科大学の大学院を担当する教員となることのできる者は、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第3章 選考の方法

第1節 教授

(選考委員会の設置)

第9条 教授候補者を選考するときは、運営委員会に教授候補者選考委員会（以下この節において「選考委員会」という。）を設ける。

(選考委員会の組織)

第10条 選考委員会は、次に掲げる者5人をもって組織する。

- (1) センター長

- (2) 教授会において連記無記名投票により選出（得票数が同数で選出できないときは、得票数が同数の者のうちから単記無記名投票で選出）された教授2人
 - (3) 医学部長及び保健医療学部長（以下「両学部長」という。）がそれぞれの学部から指名する者各1人
- 2 選考委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により選出する。
 - 3 委員は、第12条の規定により教授候補者として推薦された場合又は応募した場合には、委員を辞さなければならない。ただし、教授候補者として推薦された委員が、当該教授候補者となる意思がないことを、遅滞なく委員長に申し出た場合は、この限りでない。
 - 4 前項の規定により委員を辞した場合には、委員長はその旨を運営委員会に報告し、運営委員会はその議に基づき委員の補充を行う。
(選考委員会の会議等)

第11条 この規程及びこの規程に基づく細則に定めるもののほか、選考委員会の会議、運営等について必要な事項は、その都度、選考委員会が決定する。
(候補者の募集)

第12条 教授候補者の募集は、次の各号に掲げるとおり募集する。

- (1) 選考委員会は、教員（専任の者に限る。この条において同じ。）及び他大学等の機関の当該分野の教授等に候補者の推薦を依頼する。
- (2) 前号の依頼を受けた教員は、次の区分に応じた数の候補者を推薦することができる。
 - ア 当該分野担当の教授 5人以内
 - イ 学長並びに前号以外の教授 3人以内
 - ウ 当該分野の准教授及び講師 2人以内
- (3) 選考委員会は、広く候補者を公募することができる。

(選考委員会の選考)

第13条 選考委員会は、前条により推薦され、又は教授候補者として応募した者について、第3条に規定する資格を審査する。また、大学院を担当することとなる教授候補者については、これに合わせて第8条に規定する資格を審査するものとする。

2 選考委員会は、前項の規定による審査により資格があると認められた者のうちから、教授候補者となるべき適任者（以下この節において単に「適任者」という。）3人以内を選定し、運営委員会に推薦する。

3 選考委員会の委員長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させ意見を求めることができる。

（運営委員会の選考）

第14条 選考委員会の委員長は、前条第2項の規定により推薦した適任者の選考の経緯を運営委員会において報告する。

2 運営委員会は、前項の規定による報告を受け、当該適任者から教授候補者となるべき者を決定する。ただし、適任とする教授候補者がいない場合は、運営委員会の議を経て改めて選考を行う。

3 運営委員会は、第1項の規定による報告を受け、必要があると認めた場合は、投票により教授候補者となるべき者（以下この項において「当選者」という。）を決定することができる。

(1) 適任者が2人以上の場合には、単記無記名投票を行い、有効投票のうち過半数を得た者を当選者とする。

(2) 前号の規定による当選者がいないときは、当該投票の得票数の多い上位2人による決選投票を行い、投票の最多数を得た者（得票数が同数であったときは、運営委員会の委員長が決定する者）を当選者とする。ただし、有効投票のうち過半数が白票の場合は、運営委員会の議を経て改めて選考を行う。

(3) 適任者が1人の場合には、当該適任者の適否を決める投票を行い、有効投票のうち過半数の信任を得た者を当選者とする。ただし、可否同数の場合は、運営委員会の委員長が当選者を決定するものとし、これにより当選者がいない場合は、運営委員会の議を経て改めて選考を行う。

(4) 第1号の投票においては、不在者投票を認めるものとする。

(5) 前号の不在者投票においては、単記無記名投票とする。

4 前3項の運営委員会は、委員（休職及び外国出張中の者を除く。）の4分の3以上の出席がなければならない。

第15条 運営委員会の委員長は、前条第2項又は第3項の規定により選考された教授候補者となるべき者を教育研究評議会に報告する。

- 2 教育研究評議会は、前項の教授候補者となるべき者について、その適否を審議する。
- 3 学長は、前項の規定による審議結果を参考として、教授候補者となるべき者を決定し、その者に対し、就任の諾否を確認し、当該候補者が承諾する場合には候補者と決定する。
- 4 学長は、第2項の規定による審議結果を参考として、適任とする教授候補者がいない場合、又は前項の承諾が得られない場合には、センター長にその旨を通知し、センター長は、運営委員会の議を経て改めて選考を行う。

第2節 准教授、講師、助教及び助手

(常置選考委員会の設置)

第16条 准教授、講師、助教及び助手の選考を行うため、准教授講師助教助手候補者選考委員会（以下この節において「常置選考委員会」という。）を置く。

(常置選考委員会の組織)

第17条 常置選考委員会は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 教授会において、連記無記名投票により選出（得票数が同数で選出できないときは、得票数が同数の者のうちから単記無記名投票で選出）され、センター長が命ずる教授4人

(2) 両学部長が、それぞれの学部から指名する者各1人

3 常置選考委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選任する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期等)

第18条 常置選考委員会の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、引き続き4年を超えない範囲において再任することができる。

2 委員は、任期満了の場合においても、新たに委員が任命されるまでは、前項の規定にかかわらず引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第19条 常置選考委員会の会議は、センター長の要請に基づき、委員長が招集する。

2 常置選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 常置選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。

4 委員長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
(候補者の募集等)

第20条 准教授、講師、助教又は助手候補者の募集は、次の各号のいずれかの方法又はこれらを併用し行うものとする。

(1) 公募

(2) 当該担当教授からの候補者推薦

2 センター長は、准教授、講師、助教又は助手候補者選考の必要が生じた場合には、担当教授からの申し出（当該部門長との協議を経たものに限る。）に基づき、常置選考委員会に、その選考を付さなければならない。

(常置選考委員会の選考)

第21条 常置選考委員会は、准教授、講師、助教又は助手の候補者となるべき者について、第4条から第7条に規定する資格を審査する。

2 常置選考委員会は、前項の規定による審査のほか、准教授、講師、助教又は助手として適任であるか否かを調査し、その選考を行うものとする。

3 常置選考委員会は、本条の審査により資格があると認めた者のうちから当該候補者となるべき者1人を選考する。

4 常置選考委員会の委員長は、前項による選考の結果を速やかにセンター長に報告しなければならない。

(教授会の選考)

第22条 センター長は、前条の報告に基づき准教授、講師、助教又は助手候補者となるべき者の適否について教授会に提案する。

2 常置選考委員会の委員長は、前項の教授会において選考の経過を説明するものとする。

3 教授会は、第1項の提案（助手候補者の適否の提案を除く。）に基づき、候補者となるべき者の適否を決定するため、無記名による投票を行い、有効投票

のうち過半数が信任の場合は候補者となるべき者とする。ただし、可否同数の場合は、センター長が決定する。

- 4 教授会は、第1項の提案に基づき助手候補者となるべき者の適否を決定する。
(候補者の決定)

第23条 センター長は、前条による選考結果を学長に報告し、学長はその結果を参考として准教授、講師、助教又は助手の候補者を決定する。

第4章 雑則

(教員の退職)

第24条 教員が退職するときは、次の各号に掲げる者を経て、センター長が教授会に報告するものとする。

- (1) 教授の退職にあつては、センター長。
- (2) 准教授、講師、助教及び助手の退職にあつては、各部門長等。

(規程の疑義)

第25条 この規程による取り扱いに疑義が生じた場合には、教育研究評議会の議を経て、学長の決定するところによる。

(規程の改正)

第26条 この規程の改正は、教育研究評議会に出席した者の3分の2以上の同意がなければならない。

(庶務)

第27条 この規程施行上の庶務は、事務局総務課において処理する。

(細則)

第28条 この規程の施行に関して必要な細則は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前の助教授及び助手としての経歴は、それぞれ准教授及び助教としての経歴とみなす。
- 3 本規程施行日において、センターの教員に任命された者は、この規程に基づき選考されたものとみなす。

附 則 (平成21年1月27日規程第1号)

この規程は、平成21年1月27日から施行する。

附 則（平成22年 6 月14日 規程第30号）

この規程は、平成22年 6 月14日から施行する。

附 則（平成26年 3 月11日 規程第12号）

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日 規程第 6 号）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年11月12日 規程第51号）

この規程は、平成27年11月12日から施行する。

附 則（平成29年4月21日 規程第52号）

この規程は、平成29年4月21日から施行する。

附 則（平成29年12月25日 規程第71号）

この規程は、平成29年12月25日から施行する。

附 則（平成31年 1 月30日 規程第 3 号）

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。